

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3の規定に基づき、稚内市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

令和2年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職	人数 (人)	構成比 (%)
1	定型的な業務を行う職員(主事・技師)	53	17.3
2	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員(主事・技師)	54	17.6
3	主任	76	24.8
4	主査	72	23.5
	特に困難な業務を処理する主任	4	1.3
5	課長・主幹	37	12.1
6	監・室長	3	1.0
7	部長	7	2.3